

令和8年2月

第2回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 消防庁舎3階 多目的ホール

出席委員

3番	横田 晋吾	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	7番	中島 信夫
8番	関口 和美	9番	岡田 実
10番	雨貝 洋子	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
4番	飯島 秀幸		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	係長	西村 孝之
農業行政課	主事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5号	現況証明の発行可否について
	議案第 6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 7号	農地法第5条の規定による許可の取消について
	議案第 8号	つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
	議案第 9号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について
	議案第 10号	農業委員会委員の欠員補充について
日程第3	報告第 1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第 2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出について
	報告第 3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4号	現況証明の専決処理について
	報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第 6号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん結果について
	報告第 7号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

---

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和8年第2回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会開催に先立ちまして、1月21日に御逝去されましたつくば市農業委員、本橋文男様の御冥福をお祈りし、黙禱を捧げたく存じます。

恐れ入りますが、皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

事務局（鳴海事務局長）

一同、直れ。御着席ください。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はご苦労様です。

令和8年第2回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

本日あたりから大分暖かくなって、農作業も忙しい時期に入ってくるのではないかと思われますが、委員の皆さんも体調等には十分気を付けながら作業に専念していただければと思っております。

本日は、御苦労様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第2回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席1番の關委員、議席2番の飯泉委員、4番の飯島秀幸委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は19名で、定足数に達していることから、令和8年第2回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席3番横田晋吾委員、議席24番蛭原 昇委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局の荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号8番については、議事参与の制限案件に該当しますので、8番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る2月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番、4番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稲・苗木を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜・果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から5番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る2月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、申請人は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、申請人は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号9番については、申請者は水稻を生産するために設立された農地所有適格法人で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号10番については、申請者は水稻と芝を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、申請者はブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号6番、7番、9番から12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員。

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、申請人は水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には水稻・小麦を作付けする予定です。

提出番号14番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号15番、16番については、同一申請者のため一括して説明いたします。

申請者は水稻を作付けしている農地所有適格法人で、申請地にはパイプ式の育苗ハウスを建てて、水稻用の苗を生育する予定です。

以上のことから、提出番号13番から16番については農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る2月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜

を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 17 番、18 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 1 号の提出番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番について、許可することに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号 8 番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、石島委員の退席を求めます。

（石島 繁委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号 8 番について、雨貝委員より調査結果の報告をお願いいたします。

雨貝洋子委員

提出番号 8 番について、申請人は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 8 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第

2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号8番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号8番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号8番について、両委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番について、許可することに決定いたします。

石島委員の復席を求めます。

（石島 繁委員 復席）

---

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、石田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石田真也委員

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。

申請者は、発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了することから再申請されたものですが、許可期間が過ぎてしまっていることから始末書が添付されています。

下部農地には、引き続き、榊を栽培する予定で、許可期間については、3年間の一時転用となります。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

---

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を実施しておりますので、雨貝委員より調査結果の報告をお願いいたします。

雨貝洋子委員

去る2月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和6年8月9日付け、つくば農委指令第31号をもって、事務所兼駐車場用地として農地法第5条の許可を受けましたが、工事期間の延長により、一時転用期間を令和8年3月31日まで延長すべく、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

---

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありました。各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建築業を営む法人です。今般、公共工事を請け負い、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、令和8年2月14日から令和8年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホウ等の重機を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、495Wパネルを180枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番から3番については、一般基準に適合の上、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る2月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、店舗併用住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造2階建ての建物1棟を建築し、居住スペース及び飲食店としてのスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地において保育園を運営している法人です。周辺環境から需要が見込まれることから、申請地を取得し、新たな保育園用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、園舎1棟と従業員兼保護者用駐車場53台分、園庭を整備する計画で、資金については自己資金と融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番から9番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る2月5日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電力の固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、585Wパネルを148枚設置する計画で、資金については、別の法人からの融資で賄う予定です。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電力の固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、620Wパネルを170枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号10番から13番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で農業を営む農地所有適格法人です。今般、既存の農業用倉庫が老朽化に伴い、建て替えすることとなり申請されたものですが、許可を得ることなく既存倉庫を

建築してしまっていたことから、始末書が添付されています。

許可後の利用方法は、木造平屋建て1棟を建築し、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き全国的に展開している電気送配電事業社です。今般、隣接する地区で建設工事を発注している事業者から電力供給の申込みを受け、送電事業用地として整備すべく申請されたものですが、譲渡人の一人が死亡したため、相続関係の書類が調わないことにより、継続審議といたします。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で使用済みタイヤの輸出業務を行っている法人です。今般、申請地の隣接地にある既存の資材置場が手狭なため、申請地を取得し敷地拡張をするために申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプとロープで囲い、敷地内を全面砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、使用済みタイヤ500本と車両回転スペースを配置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号15番については継続審議。提出番号14番、16番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る2月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地14区画と、道路、緑地帯を整備する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号17番から21番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号15番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号15番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号15番については、加園委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番については、継続審議といたします。

続いて、提出番号1番から14番、16番から21番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号の提出番号1番から14番、16番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号1番から14番、16番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から14番、16番から21番について、許可することに決定いたします。

なお、提出番号21番につきましては、転用する面積が30 a を超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

---

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。  
事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る2月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る2月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農業用機械等により容易に耕作が可能となる土地と判断いたしました。

提出番号4番については、20年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、20年以上前より住宅用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められないと思われることから、発行否。提出番号4番、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号3番については、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号3番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号3番については、吉田委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありま

せんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号3番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、2番、4番、5番について審議いたします。

御意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番、2番、4番、5番に対する質疑を結びます。

これより採決いたします。

提出番号1番、2番、4番、5番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番、2番、4番、5番は、証明発行可とすることに決定いたします。

---

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書17ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年1月20日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃貸借権を設定するものです。

以降、整理番号63番までのとおりとなり、豊里地区13件、谷田部地区3件、荃崎地区3件、大穂地区11件、筑波地区13件、桜地区20件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することに決定いたします。

---

議案第7号 農地法第5条の規定による許可の取消について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可の取消についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第7号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありました。筑波地区において調査を実施しておりますので、加園委員より調査結果の報告をお願いいたします。

加園秀信委員

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について説明いたします。

願出人は、令和7年1月16日付けで農地法第5条の許可を受けましたが、事業計画の見

直しにより、計画を取りやめることとなったことから、譲渡人と連名で許可の取消しを願  
い出るものです。

現地を確認したところ、許可時の状況と変わりなく、土地の所有権登記も変更されてい  
ないことから、許可の取消しをしても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御  
審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第7号について、許可を取り消すことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地法第5条の規定によ  
る許可の取消については、許可を取り消すことに決定いたします。

---

議案第8号 つくば市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とい  
たします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第8号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

地区ごとに調査を行っておりますので、担当委員から報告をお願いします。

豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る1月28日に行った農業振興地域整備促進協議会並びに2月6日に行った豊里地区の現地調査の審議結果について、報告いたします。

整理番号1番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号2番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号3番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号4番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号1番から4番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る1月28日に行った農業振興地域整備促進協議会並びに2月5日に行った谷田部地区の現地調査の審議結果について報告いたします。

整理番号5番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号6番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号7番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号5番から7番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る1月27日に行った農業振興地域整備促進協議会における現地調査並びに2月5日に行った大穂地区の現地調査の審議結果について報告いたします。

整理番号8番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、

第1種農地の例外許可規定を満たさないため、許可の見込みはないと判断いたしました。

整理番号9番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たさないため、許可の見込みはないと判断いたしました。

整理番号10番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号11番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

しかし、転用目的が資材置場となっていることから、隣接農地への碎石等の飛散防止措置を講ずること、出入口スロープへの法面保護対策を講ずることが必要との結論に至りました。

以上のことから、整理番号8番、9番について、農業振興地域整備変更計画を変更に同意できないと思われまます。整理番号10番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われまます。整理番号11番については、事業の実施に当たり、周辺農地に係る営農条件に支障を生じないようにすることを条件に、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われまますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（野口主事）

去る1月27日に行った農業振興地域整備促進協議会における現地調査並びに2月9日に行った桜地区の現地調査の審議結果について報告いたします。

整理番号12番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号13番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号14番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号15番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号12番から15番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われまますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第8号の説明及び報告が終わりました。

提出番号8番、9番については、変更に不同意との報告がありましたので、こちらを先

に審議いたします。

議案第8号の提出番号8番、9番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、議案第8号の提出番号8番、9番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号8番、9番については、つくば市農業振興地域整備計画の変更に関し、不同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号8番、9番については、変更不同意とすることに決定いたします。

続いて、提出番号11番につきましては、条件を付した上で変更同意との報告がありましたので、審議いたします。

議案第8号の提出番号11番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、議案第8号の提出番号11番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号11番については、つくば農業振興地域整備計画の変更に関し、条件を付した上で同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号11番については、隣接農地への砕石等の飛散防止措置を講ずること及び出入口スロープへの法面保護対策を講ずることの条件を付した上で、変更同意することに決定いたします。

続きまして、議案第8号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号1番から7番、10番、12番から15番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号の提出番号1番から7番、10番、12番から15番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から7番、10番、12番から15番について、つくば農業振興地域整備計画の変更に同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号1番から7番、10番、12番から15番については、変更に同意することに決定いたします。

---

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書84ページになります。

令和7年3月に制定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることとなっています。

令和7年12月の地域座談会協議の場において、変更の内容は、全て計画への位置付けになります。

該当変更区域は27の区域で、第2区は計画への位置付けが18筆、第3区は計画への位置付けが28筆、第4区は計画への位置付けが122筆、第5区は計画への位置付けが126筆、第6区は計画への位置付けが30筆、第7区は計画への位置付けが243筆、第8区は計画への位置付けが82筆、第9区は計画への位置付けが117筆、第10区は計画への位置付けが52筆、第11区は計画への位置付けが45筆、第12区は計画への位置付けが40筆、第13区は計画への位置付けが42筆、第14区は計画への位置付けが165筆、第15区は計画への位置付けが78筆、第16区は計画への位置付けが51筆、第17区は計画への位置付けが50筆、第18区は計画への位置付けが23筆、第19区は計画への位置付けが31筆、第20区は計画への位置付けが7筆、

第21区は計画への位置付けが78筆、第22区は計画への位置付けが26筆、第23区は計画への位置付けが5筆、第24区は計画への位置付けが101筆、第25区は計画への位置付けが65筆、第26区は計画への位置付けが33筆、第27区は計画への位置付けが80筆、第28区は計画への位置付けが37筆、計1,775筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える  
と回答することによってよろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 農業経営基盤強化促進法  
第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定  
いたします。

---

議案第10号 農業委員会委員の欠員補充について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 農業委員会委員の欠員補充についてを議題といたします。

つくば市農業委員会の委員の定数に関する条例第2条により、農業委員の定数は24名と  
定めております。

現在、本橋文男元委員、昨年9月の市村元則元委員の逝去に伴い、2名欠員となってい  
る状況です。

農業委員の欠員補充については、法令や市条例等において、ただちに欠員補充すべき規  
定は存在せず、解釈としては、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合に  
は任命することが適当であるとされています。

直近では、昨年11月に開催された総会で欠員補充についての審議を行っておりますので、  
今回も同様に総会で欠員補充するか否かを決することが適切と判断いたしました。

参考としてですが、先日開催した桜地区の現地調査会において、吉田委員との話し合いを  
行い、担当地区における業務執行上、現員の2人のままで問題はないとの考えに至りまし  
た。

農業委員会全体の運営に関しても、改選前が定数から3名減の21名においても運営されていたことから、今回2名減であっても特段に支障を来すおそれはないものと考えますが、皆さん、いかがでしょうか。御意見等ありましたらお願いいたします。

大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

荳崎地区の大野です。令和6年の改選前は、谷田部地区において各地区から委員の応援参加という形で現地調査を行っていた経緯がございます。

只今、飯野会長から桜地区に関しては2名で対応可能との地区としての意見が述べられましたが、今後、支障を来すようであれば各地区からの応援という形を取られた方が良くと思いましたので意見をさせていただきました。再募集をするにしても桜地区に限定した募集はできませんし、手続きに時間を要すること。残任期間も1年少々となっていることから私も再募集はしない方が良いと思っています。

議長（飯野 和男）

大野委員から意見がありましたが、事務局の方で補足説明をお願いいたします。

事務局（飯泉課長補佐）

ただいまの御意見につきましては、地区バランス、選考に関わる期間とか、議会の承認等、時間がかかるということや、桜地区のほうからは、2名の現員のままでいいという意見がありましたけれども、件数などの推移もありますので、経過観察という形で推移を見守りながら、補充の必要性があるのならば、忌憚なく要請のほうをお願いしてほしいという内容だったかと思います。

議長（飯野 和男）

その他、何か意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にならないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号について、委員の欠員補充は行わず、残りの任期を22名で運営していくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第10号 農業委員会委員の欠員

補充についてについて、委員の欠員補充は行わないことに決定いたします。

---

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第7号についてですが、内容は議案書86ページから108ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第7号について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

---

その他

議 長（飯野 和男）

その他の報告ですが、現在、谷田部地区で実施中の農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

季節的に暖かくなりまして、ジャガイモの播種を開始する時期となりました。

今後の作業日程についてですが、まず、2月27日に谷田部地区の委員さんに協力いただきまして、肥料散布と耕起作業をお願いしたいと思います

続いて、3月2日に大穂地区と豊里地区の委員さんに協力いただきまして、関口委員さんの作業場をお借りして、種芋切りの作業を行う予定です。

続きまして、3月4日に運営委員さんと遊休農地の委員さんに協力いただきまして、播種とマルチ張り等の作業を行う予定でございます。

それ以降の肥培管理の作業につきましては、お配りしている作業スケジュール表のとおりですが、天候や作物の生育状況に合わせて適宜作業を行っていきたいと考えております。

どうぞよろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

---

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これもちまして、令和8年第2回総会を閉会いたします。

【午後 2 時50分 閉会】

---

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員